

志免町告示第 65 号

志免町省エネ家電購入促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 25 日

志免町長 世 利 良 末

志免町省エネ家電購入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、志免町（以下「町」という。）におけるゼロカーボンシティ実現に向けて、省エネルギーで高効率な省エネ家電購入を支援し、家庭におけるエネルギー負担の軽減及び二酸化炭素排出の削減を図るため、予算の範囲内において志免町省エネ家電購入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付申請時点において、町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条の規定に基づき町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 本人及び同一世帯に属する者が町税を滞納していないこと。
- (3) 志免町暴力団排除条例（平成 22 年志免町条例第 4 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でない者又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくはこれらの者と密接な関係を有しない者

(補助対象家電等)

第 3 条 補助金の交付対象となる家電（以下「省エネ家電」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) エアコン、電気冷蔵庫又はテレビ
- (2) 令和 7 年 5 月 12 日から令和 8 年 2 月 13 日までの間に購入し、か

つ、町内の自らが居住する住宅に設置したもの

(3) 日本産業規格（J I S規格）C9901に基づく直近の目標年度の省エネルギー基準達成率100%以上であるもの

2 補助金の交付は、前項第1号のいずれか1品目に限り、1世帯1回を上限とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネ家電の購入に係る全ての費用（本体費、設置工事費、保証料、家電リサイクル料金、撤去費、運送費、その他当該省エネ家電を住宅に設置するために必要な機器に要する費用及び消費税等を含む。）から、クーポン、ポイント、下取り等による割引額を除いた費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか低い額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請及び請求）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、志免町省エネ家電購入促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）又は電子申請フォーム（通信回線を利用して電子計算機処理により交付申請等を行うシステムをいう。）により申請するものとする。

2 前項の申請は、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 省エネ家電の購入に係る領収書、レシート等の写し（購入日、購入店舗名、メーカー名、機種名（型番）及び購入費用等の記載があるもの）

(2) 省エネ家電のリサイクルに係る家電リサイクル券排出者控え等の写し（買換えの場合に限る。）

(3) 補助金の振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し（インターネットでの口座の表示画面の写し等を含む。）

(4) その他町長が必要と認める書類

3 申請書による申請は、町の窓口で申請書を持参して行うものとする。
（受付）

第7条 前条の規定による申請の受付期間は、令和7年5月12日から令和8年2月27日までとし、受付は先着順に行う。ただし、受付期間であっても、申請額が予算の範囲を超える場合は、受付を終了するものとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、第6条の規定による申請及び請求があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定するものとする。

2 町長は、前項の交付を決定したときは志免町省エネ家電購入促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定したときは志免町省エネ家電購入促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による補助金の交付を決定したときは、遅滞なく、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、第8条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が偽りその他不正な手段により補助を受けようとし、又は受けたことが判明したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(財産の管理及び処分の制限)

第11条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた省エネ家電について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)第1条第1項第1号に規定する耐用年数が経過する前に補助金の交付の目的に反して使用、返品、譲渡、交換、貸付け、売却、廃棄及び担保に供してはならない。ただし、町長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合はこの限りでない。

(1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外により省エネ家電を処分するとき。

(2) 補助金の交付を受けた者が、補助金の全部に相当する金額を町に納付したとき。

(3) その他町長が認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月12日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。